

# コーポレート・ガバナンスについて

## 基本的な考え方

当行は、「紀陽フィナンシャルグループの経営理念」を具現化するため、あらゆるステークホルダーの立場をふまえた透明・公正かつ迅速・果敢な経営の意思決定をはじめとする「コーポレート・ガバナンスの充実」を経営上の重要課題として位置づけております。

当行は、この重要課題の実践に向けて、あらゆる企業活動の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を制定し、当行の使命として、総合金融サービスの提供を通じ地域社会の繁栄に貢献することをお客さま、「株主」および「地域社会」に誓うとともに、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」を制定し、全役職員が地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、共通の倫理観や価値観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めております。

## コーポレート・ガバナンス体制

### ●取締役会

取締役会は、監査等委員でない取締役7名、監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)の計13名で構成されており、原則として毎月1回開催され、経営に関する基本方針等の重要事項および重要な業務執行の決定、ならびに各取締役および執行役員の業務執行に関する監督をおこなっています。

### ●監査等委員会

監査等委員会は、過半数を占める社外取締役を中心に定期的に開催され、監査機能を発揮するとともに、監査等委員でない取締役の業務執行の監督をおこなっています。

また、監査等委員会の職務を補助する専門部署として「監査等委員会室」を設置する等、独立性を確保し、監査等委員会が十分な機能を発揮できる体制を整備しています。

### ●経営会議

経営会議は、頭取を議長、業務執行取締役等を構成員とし、業務執行に関する重要事項および取締役会より委任を受けた事項について協議・決定をおこなっています。また、監査等委員である取締役および執行役員については、会議への出席を任意とし、必要に応じて説明・提言等をおこなっています。

### ●各種委員会(業務執行)

取締役会の諮問機関として法令等遵守委員会、リスク管理委員会、ALM戦略委員会、IT戦略委員会を設置し、各分野における各種施策の協議をおこなっています。

### ●指名・報酬・経営諮問委員会

取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とした指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、取締役等の指名・報酬に関する事項について協議のうえ、取締役会に提言を行い、当行の指名・報酬に関する透明性および客観性の向上に寄与しています。

また、社外の有識者4名を構成員とするアドバイザリーボード(経営諮問委員会)を設置し、経営に対する客観的評価と助言を得ています。

### ●内部監査部門、リスク・コンプライアンス管理部門

当行グループの内部監査の統括部署として「業務監査部」を設置し、内部監査実施状況のモニタリングをおこなうことで、内部監査態勢の適切性・有効性を検証しています。

また、リスクおよびコンプライアンス管理の統括部署として「リスク統括部」を設置し、リスク・コンプライアンス管理部門の独立性を確保するとともに、統合リスク管理態勢の構築によるリスク管理の高度化を目指しています。

なお、「業務監査部」「リスク統括部」ともに監査等委員会との定期的な意見交換の場を設定し、連携を密に図ることで、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有に努めています。

## ●コーポレート・ガバナンス体制図

